

令和4年度 住宅関連の施策

申請前に着工（事前着工）した場合は補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。
【問い合わせ】建設課都市・住宅係 ☎87-0784



□住宅リフォーム支援事業

住宅の居住環境の質の向上と、経済の活性化を図ることを目的とした次の事業を実施します。

①住宅リフォーム支援事業

県外からの移住世帯、新婚世帯など、「移住・定住促進型」に該当する世帯や、空き家の活用など、一定の要件を満たした世帯については「一般型（通常）」と比べ、補助率・補助限度額が引き上げとなります。

●県外からの移住世帯

平成29年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯

●新婚世帯

婚姻した日から5年以内の世帯

●子育て世帯

平成16年4月2日以降に出生した方と同居する世帯（出産予定含む）

※詳しくは下表参照。

②木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

▷募集件数 先着3件

▷診断料 10,000円

《補強計画まで実施する場合》

▷作成料 15,000円

③木造住宅耐震改修事業

②で耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額（上限80万円）を補助します。

▷募集件数 先着2件

令和4年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要				
	対象工事	補助率・上限		
		世帯要件	通常	空き家活用
一般型	以下のいずれか ①新生活様式対応（手洗器設置など） ②減災・部分補強（壁補強や防災ベッドなど） ③寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策など） ④バリアフリー化（段差解消や手すり設置など） ⑤克雪化（雪止めや融雪設備設置など） ⑥県産木材使用（構造材、内装などに使用）	なし	10%・12万円	20%・22万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 20%・17万円
移住・定住促進型	一般型の①～⑥	移住 新婚 子育て	30%・30万円	40%・40万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 40%・35万円

※中古住宅診断未実施の場合：売買で取得した空き家について中古住宅診断を実施していない場合の上限です。

【対象となる工事】

- ◆県内業者によるリフォーム等工事であること
- ◆請負金額が50万円以上（税込み）の工事であること ほか

【申請者（施主）の要件】

- ◆白鷹町内に住所を有する者であること（補助金交付申請時には本町に住所を有しないが、実績報告時までに本町に転入し、居住する者を含む）

◆町税などの滞納がないこと ほか

【その他制度との併用】

- ◆白鷹町商工会が実施する「町産材等木造建築推進事業」と併用ができます（※介護保険制度などとの併用は不可）

□子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金

対 象	住宅（新築）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助
補助金額	◇若者世帯…60万円（世帯員全員50歳未満の夫婦および親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円（町内に転入する世帯員全員50歳未満の夫婦および親と子の世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します ※町税などの滞納がないことが要件となります ※中古住宅の場合は対象外となります

□若者向けアパート供給支援事業補助金

対 象	賃貸住宅（新築）
事業内容	若者の人口流出の抑制や町内への移住促進を図ることを目的として賃貸住宅の建設を促進するため、町内に賃貸住宅を整備する個人や法人に対する補助
補助金額	1戸あたり50万円、または工事費の10%のいずれか低い額とし、500万円を上限とする

町産材等木造建築推進事業

町内の森林資源の循環を促すため、町産材等木造建築推進事業に取り組みます。この事業は白鷹町商工会が事業主体となって行うもので、町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

【問い合わせ】
白鷹町商工会 ☎85-0055

区分	新築	増・改築、修繕など
対象物件	付属建物（車庫、作業所および物置） 町産材を1㎡以上利用する住宅・店舗	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所および物置）
対象工事	全体工事費のうち、木工事が25%以上または100万円以上のこと	
対象工事金額の下限	30万円以上の対象工事	
施工業者	町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること	
申請者（施主）の要件	■白鷹町内に住所を有する者 ■町税などの滞納がないこと	
支援内容（補助額）	工事費	工事費の10%以内（上限10万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費	上限30万円（付属建物は上限20万円） 上限10万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	